

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱

平成29年4月3日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、仕事と生活の調和、女性の職業生活における活躍の推進及び誰もが働きやすい職場環境の形成に取り組む事業者を支援するため、予算の範囲内において当該取組に係る経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、ほうふ幸せます働き方推進企業認定実施要綱（以下「認定実施要綱」という。）第7条に規定する認定事業者のうち、総従業員数300人以下の中小企業者とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業のうち、対象者が新たに又は拡充して取り組むものとする（以下「助成対象事業」という。）。

- (1) 認定実施要綱第3条に規定する「ほうふ幸せます働き方推進企業宣言書（第3号様式）」に記載した目標の達成に向けて取り組む事業
- (2) 仕事と生活の調和、女性の職業生活における活躍の推進及び誰もが働きやすい職場環境の形成に資する従業員の育成のための事業

(対象経費及び助成額)

第4条 前条に係る助成対象経費及び助成額は別表のとおりとする。助成額は助成対象経費に、助成率を乗じて得た額とする。但し、別表に掲げる金額を上限とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定において、助成対象者は助成対象事業ごとに1回の助成を受けることができるものとする。但し、第9条に規定する事業完了実績報告及び助成金交付申請は、同一年度に一事業のみとする。
- 3 第1項の規定において、助成対象経費は、当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得

た金額の合計額を除くものとする。

(助成金の認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として対象事業に着手する前に、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 申請する事業の実施期間は、1年以内とする。

(事業認定)

第6条 市長は、前条に基づく認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業認定の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとし、認定に際しては、必要な条件を付することができる。

(認定内容の変更)

第7条 申請者は、第6条第1項による申請により事業認定を受けた後、内容や金額等、重要な事項に変更が生じた場合は、速やかにほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定変更申請書（第3号様式。以下「認定変更申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく認定変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定変更の是非について決定するものとする。

3 市長は、前項で決定したことについて、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定変更審査結果通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとし、変更の認定に際しては、必要な条件を付することができる。

(事業完了実績報告及び助成金交付申請)

第8条 申請者は、第6条第2項又は第7条第3項で認定を受けた事業が完了したときは、事業完了日から30日以内にほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業完了実績報告書兼助成金申請書（第5号様式。以下「実績報告書兼交付申請書」という。）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。但し、やむを得ない場合は、申請者は書面で提出期限の延長を申し出ることができる。

(助成金の確定及び請求)

第9条 市長は、前条の規定に基づく実績報告書兼交付申請書を受理したときは、その内容について精査し、助成金交付の是非について決定するものとする。

2 市長は、前項で決定したことについて、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付決定・却下通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項において、助成金交付決定の通知を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消す場合、申請者に対しほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合で、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金返還命令書（第9号様式）により、期限を定めて既に交付した助成金を返還させるものとする。

(関係帳簿等の調査)

第12条 申請者は、助成対象事業に係る関係帳簿等を当該事業の終了した日が属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、又は関係帳簿等の書類を調査し、必要な指示を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

助成対象事業	助成対象経費	助成率及び助成額の上限 (千円未満切捨て)
目標の達成に向けて取り組む事業	外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）によるコンサルティング料	10分の10 上限10万円
従業員の育成のための事業	研修会、講演会等の講師謝礼 研修会、講演会委託等の業務委託料 研修会、講演会等への参加料	3分の2 上限20万円

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）
所在地
事業者名
代表者氏名

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定申請書

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業に該当する旨の認定を受けたいので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第5条に基づき申請します。

- 1 予定全体事業費（①） 円（消費税及び地方消費税除く）
- 2 ①のうち、助成対象経費 円（消費税及び地方消費税除く）
- 3 助成対象事業の開始及び完了予定日
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類
（1）ほうふ幸せます働き方推進企業助成金実施計画書（第1-1号様式）
（2）見積書の写し

第1-1号様式

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業実施計画書

<p>助成対象事業 (該当する事業 にチェックを入 れてください)</p>	<p><input type="checkbox"/> 宣言書に掲げた目標の達成に向けて取り組む事業 <input type="checkbox"/> 働き方改革に資する従業員の育成のための事業</p>
<p>事業の内容</p>	
<p>実施期間</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日</p>
<p>備考</p>	

第2号様式（第6条関係）

第 号
年(年) 月 日

(事業所名) 様

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありましたほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定申請について、関係書類を審査した結果、以下のとおり決定しましたので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1	ほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業として認定する。 (助成金交付予定額： 円) 【認定上の条件】
2	ほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業として認定しない。 【認定しない理由】

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）
所在地
事業者名
代表者氏名

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定変更申請書

年 月 日付け防商第 号で認定を受けたほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業について、以下のとおり認定の変更承認を受けたいので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第7条第1項に基づき申請します。

記

1 助成金交付予定額	円
2 変更認定申請額	円
3 変更の理由	
4 添付書類	

第4号様式（第7条関係）

第 号
年(年) 月 日

(事業所名) 様

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定変更審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありましたほうふ幸せます働き方推進企業助成金事業認定変更申請について、関係書類を審査した結果、以下のとおり決定しましたので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

1	変更申請を認める。 (変更後の助成金交付予定額： 円) 【認定上の条件】
2	変更申請を認めない。 【認めない理由】

（宛先）防府市長

（申請者）
 所在地
 事業者名
 代表者氏名

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業完了実績報告書兼助成金申請書

以下のとおり、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業が完了しましたので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告し、併せてほうふ幸せます働き方推進企業助成金の交付を申請します。

記

1	助成金対象事業認定番号 （該当する事業にチェックを入れてください）		年 月 日付け 第 号 <input type="checkbox"/> 宣言書に掲げた目標の達成に向けて取り組む事業 <input type="checkbox"/> 働き方改革に資する従業員の育成のための事業
	2	実施した助成事業の概要 （変更があった場合は変更後の事業内容を記載すること）	別紙のとおり
3	事業費	全体事業費	① 円（消費税及び地方消費税を除く）
		①のうち、 助成対象経費	② 円（消費税及び地方消費税を除く）
4	交付申請助成金額		②×要綱別表の助成率（但し要綱別表の金額が上限） 円（千円未満切捨て）
5	事業期間	着手年月日	年 月 日
		完了年月日	年 月 日
6	他の補助金等の利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		※「有」の場合、補助金等の名称 []
7	連絡先		所属 担当者氏名 電話 FAX メール 書類送付先 〒

実施した助成事業の概要

- (1) 事業の具体的な取組内容
- (2) 事業成果（概要）
- (3) 事業経費の状況
 - ・別紙「支出内訳書」のとおり

(別紙)

支出内訳書

(単位：円)

経費区分	実績額			
	A		B	B×○分の○ 以内
	全体事業費		助成対象経費 (税抜き)	補助金の額 (税抜き)
	(税込み)	(税抜き)		
謝礼金				
委託料				
参加料				
登録料				
その他経費				
合計				

第6号様式（第9条関係）

（事業所名） 様

第 号
年（ 年） 月 日

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたほうふ幸せます働き方推進企業助成金対象事業完了実績報告書兼助成金交付申請書の内容を確認した結果、以下のとおり決定しましたので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1	ほうふ幸せます働き方推進企業助成金の交付を決定する。 (助成金交付決定額： 円)
2	ほうふ幸せます働き方推進企業助成金の交付申請を却下する。 (却下の理由：)

第7号様式（第9条関係）

請求書・領収書

【担当課：】

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳 ほうふ幸せます働き方推進企業助成金として

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

防府市長 池田 豊 様

住所

氏名

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》							
振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口座名義 カタカナで 記入願います							

上記の金額を領収しました。

令和 年 月 日

防府市会計管理者様

収入印紙

住所

口座振替は不要

氏名

第8号様式（第10条関係）

第 号
年(年) 月 日

(事業所名) 様

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知したほうふ幸せます働き方推進企業助成金の交付決定について、以下のとおり取り消したので、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1	助成年度	年度
2	交付決定額	円
3	今回取消額	円
4	取消理由	

第9号様式（第11条関係）

第 号
年(年) 月 日

(事業所名) 様

防府市長 印

ほうふ幸せます働き方推進企業助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号で通知したほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付決定取消しに関し、ほうふ幸せます働き方推進企業助成金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり返還を命じます。

記

1	助 成 年 度	年 度	
2	助成金既交付額	円	年 月 日交付
3	返 還 命 令 額	円	
4	返 還 期 限	年 月 日	